

国民健康保険税 税軽減基準が変わりました

国民健康保険税は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は①～③の合計です。

①国保医療費に充てる基礎課税額②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額③40歳～64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額。

税制改正で、4月1日から課税限度額が表1のとおり引き上げられ、保険税軽減の基準が表2のとおり変更されました。なお、保険税率などは変わりません。

●年金から差し引く特別徴収対象世帯

世帯内の国保加入者全員が65歳～74歳の世帯では、原則として世帯主の年金からの差し引きとなります。次の①～⑤の全てに該当する世帯主が対象です。今年度中に世帯主が75歳になる世帯は、国保の資格を失うため対象外です。

①国保の被保険者全員が65歳～74歳②世帯主が国保に加入している③年金給付額が年18万円以上④介護保険料を年金から差し引かれている⑤国保税と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない。

●6月中旬に納税通知書発送

特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、保険年金課まで問い合わせてください。今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月以降の年金から保険税が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

☎同課 ☎70・5617

〈表1〉 保険税の税率・金額・限度額

区分	①基礎課税額	②後期高齢者支援金等課税額	③介護納付金課税額
所得割額	5.60%	1.95%	1.80%
	(総所得金額-33万円)×上の率		
均等割額	1万6800円/人	6800円/人	6000円/人
平等割額	1万9200円/世帯	7200円/世帯	6000円/世帯
限度額	61万円 (昨年度は58万円)	19万円	16万円

※限度額以外の税率(額)は昨年度から変更なし

〈表2〉 保険税軽減の基準と割合(改定後)

基準	割合
世帯主と被保険者(特定同一世帯所属者含む)の合計所得が33万円以下	7割
世帯主と被保険者の合計所得がA以下 A=28万円(注1)×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+33万円 注1 改定前は「27.5万円」	5割
世帯主と被保険者の合計所得がB以下 B=51万円(注2)×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+33万円 注2 改定前は「50万円」	2割

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと

市県民税控除の追加申告

公的年金などの収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の年金所得者は、昨年分の所得税と復興特別所得税の確定申告は不要ですが、社会保険料・生命保険料・配偶者・扶養などの控除を受けるには、市県民税の申告が必要です。

このため、所得税・復興特別所得税の確定申告と市県民税の申告をしなかった方は、市県民税の税額計算で各種控除が受けられず、収入が変わらないのに例年より市県民税が割高になっていることがあります。

申告は①印鑑②申告する方と、被扶養者の個人番号(マイナンバー)確認書類③申告する方の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)④昨年度源泉徴収票⑤支払社会保険料の年間集計額(国民年金保険料がある場合は保険料の証明書)⑥各種控除証明書⑦医療費控除の明細書が昨年分の医療費の領収書と健康保険などから戻ってきた金額のわかるもの一を持参し、課税課へ直接

☎同課 ☎70・5611



介護保険料の納付方法

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費で、介護を社会全体で支え合う仕組みです。納付方法は次のとおりです。

65歳以上の方

介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。今年度から、低所得者に対する介護保険料をさらに軽減しています。

①特別徴収

老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給し、昨年度に介護保険料を年金から差し引かれた方は、今年2月と同額を4・6・8月に年金から差し引く仮徴収となります(所得の変動などにより、8月介護保険料を増減し、10月以降の保険料と調整する場合があります)。

6月に決定する今年度の年間保険料から仮徴収分を引いた残額を10・12月、来年2月に分けて、本徴収として差し引きます。今年の2月1日までに65歳になった方や転入した方などは、特別徴収の開始が4・6・8月のいずれかになります。

②普通徴収

特別徴収の対象でない方には、6月～来年3月分の納付書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに持参して納めてください。口座振替を希望する方は、高齢介護課か市内金融機関にある用紙に記入・押印の上、

金融機関窓口へ提出してください。

③併用徴収

今年2月2日～4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月～9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

40～64歳の方

国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めます。算出方法は医療保険によって異なりますので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。

☎同課 ☎70・5636



市職員(行政・任期付行政・保育士)募集

▶試験区分など 表のとおり▶第1次試験日①7月28日(日)②③7月13日(土)▶場 市役所会議室など▶申▷期間①6月18日～25日(必着)②③6月11日～18日(必着)▷方法 市ホームページから電子申請、簡易書留か直接▶受験案内・申込書配布▷共通 同課(土・日曜日は市民課)、IIMURO GLASS 市民スポーツセンター、中央公民館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、図書館(市ホームページからダウンロード可)▷①のみ 神崎遺跡資料館、保健福祉プラザ▶その他 詳細は受験案内参照

☎職員課 ☎70・5607

試験区分【レベル】	採用予定人数	受験資格	採用予定時期
①行政【大学卒程度】	15人程度	平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの方	来年4月1日以降
②育児休業代替任期付職員(行政)	若干名	ワード・エクセルの操作ができる方 ※年齢要件なし(定年は60歳)	職員の育児休業の取得状況に応じて
③育児休業代替任期付職員(保育士)		保育士資格を有する方 ※年齢要件なし(定年は60歳)	

市内6か所で活動中

日本語教室

生徒・ボランティア講師の募集

市内では、日本語の習得を希望する外国籍市民などを対象に、ボランティアで日本語を教える日本語教室が活動しています。

各教室では、日本語を学びたい外国籍などの方や、一緒に活動するボランティア講師を随時募集しています(教職などの経験や外国語能力は不要)。

☎各教室か、企画課 ☎70・5657



教室名	時	場	費	問
綾瀬国際交流の会	毎週日曜日 (第5週は休み) 13:00～16:00	中村地区センター	1回50円	井藤 ☎77・7156
日本語クラス あやせ未来塾	毎週金曜日 (第5週は休み) 17:15～19:00	(株)栄和産業 (吉岡東4-15-5)	1回100円	渡邊 ☎080・6535・5824
「日本語教室」 ともしび	毎週月・水・金曜日 19:00～21:00	寺尾いずみ会館	無料	南村 ☎76・7343
キッズかけはし (小学生)	毎週水曜日 (第4・5週は休み) 15:15～16:15	綾北福祉会館	月200円	太田 ☎090・3219・7030
ウィメンズ ジャパニーズクラス (女性)	土曜日(随時) 15:00～18:00	保健福祉プラザ	1回100円	水上 ☎090・1804・8103
オアシス Oasis	毎週日曜日 (第4・5週は休み) 13:00～16:00	(有)日産住宅 (大上7-10-5)	1回300円	森 ☎090・4138・8770

環境学習プログラム集 掲載事業実施 費用を補助

環境学習プログラム集(市ホームページからダウンロード可)の体験プログラムか出張プログラムに掲載されている事業を実施した団体に、費用の一部を補助します。地域での環境学習会やPTA、子ども会などのイベントプログラムとして活用してください。

▶対象団体 次の要件を全て満たす団体▷主な活動場所か活動の運営拠点を市内に有する▷5人以上で構成する▷市税(市税に係る延滞金を含む)に未納がない▶対象経費 プログラム集に記載されている講師謝金、講師の交通費(公共交通機関を利用した場合の実費相当額)▶補助限度額 1万5000円▶補助回数 対象年度で1団体1回限り▶申 環境保全課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて同課へ提出

☎同課 ☎70・5620